

32	都市整備局	都市再生の推進
事業概要	都市の魅力と国際競争力の向上を目指し、民間の力を活用した都市再生の推進により、都市機能の高度化や居住環境の向上等を図る。 1 特定都市再生緊急整備地域等における開発プロジェクトの推進 国際競争力の強化等を図るため、都市再生特別地区等、民間提案に基づく都市再生プロジェクトを適切に誘導し、都市計画決定の手続きを進める。 2 都有地等を生かしたまちづくりの推進 都有地等を有効活用して、東京都の政策目標や地域ごとの課題に対応したまちづくりを民間プロジェクトなどの実施により実現する。 3 街区再編まちづくり制度による地域再生の推進 (1) 身近な都市再生を進め、東京のまちの魅力を高めるため、「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」を平成 15 年 3 月に策定 (2) 条例に基づく街並み再生地区の指定拡大に向けて、関係区市と調整を進めている。	
これまでの経過	1 特定都市再生緊急整備地域等における開発プロジェクトの推進 平成 14 年 7 月 7 地域（約 2,370ha）を都市再生緊急整備地域に指定 平成 24 年 1 月 特定都市再生緊急整備地域は、新規の品川駅・田町駅周辺の指定や竹芝、日比谷などの区域拡大を含め 4 地域、約 2,500ha を指定 平成 27 年 7 月 池袋駅周辺地域特定都市再生緊急整備地域等に追加指定 平成 28 年 11 月 羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域を都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域に追加指定 平成 29 年 8 月 東京都心・臨海地域の兜町・茅場町周辺を区域拡大 平成 30 年 10 月 新宿駅周辺地域の新宿駅南口周辺を区域拡大 令和 5 年 9 月 東京都心・臨海地域の虎ノ門駅周辺を区域拡大 現在、上記等の経緯を経て都市再生緊急整備地域は 8 地域、約 3,000ha。うち、特定都市再生緊急整備地域は 6 地域、約 2,700ha となっている。 また、都市再生特別地区の都市計画決定は、「宮益坂地区」が追加され、累計 59 地区（案件数 63 件）となっており、民間都市再生事業計画の認定は、虎ノ門一丁目東地区、(仮称) 赤坂二・六丁目地区開発計画が追加され、累計 76 件となっている。 2 都有地等を生かしたまちづくりの推進 平成 23 年 3 月 渋谷地区（宮下町アパート跡地事業）事業実施方針の公表 平成 24 年 3 月 渋谷地区（宮下町アパート跡地事業）事業予定者決定の公表 平成 27 年 3 月 渋谷地区（宮下町アパート跡地事業）建築工事の着工 平成 27 年 4 月 神宮外苑地区まちづくりに係る基本覚書の締結 平成 27 年 6 月 有楽町地区、国家戦略特区の都市再生プロジェクトとして区域会議に提案 平成 28 年 1 月 北青山三丁目地区、事業実施方針（都営住宅建替事業、民活事業、沿道一体型検討区域における事業）の公表 平成 30 年 3 月 北青山三丁目地区（民活事業）着工 平成 29 年 4 月 渋谷地区（宮下町アパート跡地事業）開業 汐留西地区 事業実施方針の公表 平成 29 年 12 月 汐留西地区 事業予定者の決定 平成 30 年 4 月 「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり検討会」設置 平成 30 年 11 月 「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針：東京都」策定・公表	

これまでの経過	令和 元年 12 月 北青山三丁目地区（都営住宅建替事業）竣工 令和 2 年 1 月 汐留西地区 建築工事の着工 令和 2 年 4 月 北青山三丁目地区（沿道一体型開発区域）基本計画の関係者合意 令和 2 年 5 月 北青山三丁目地区（民活事業）竣工 令和 2 年 9 月 竹芝地区開業 令和 3 年 3 月 「東京高速道路（KK線）再生方針：東京都」策定・公表、渋谷地区（渋谷一丁目地区共同開発事業）、事業実施方針の公表 令和 3 年 7 月 「神宮外苑地区公園まちづくり計画」提案書について、東京都公園まちづくり制度を適用する旨、事業者へ通知 令和 4 年 3 月 神宮外苑地区地区計画の変更・都市計画公園明治公園の変更、渋谷地区（渋谷一丁目地区共同開発事業）、事業予定者決定の公表 令和 4 年 5 月 「神宮前五丁目地区まちづくり検討会」を設置することを公表 令和 4 年 11 月 「神宮前五丁目地区まちづくり検討会」を設置 令和 5 年 3 月 「東京高速道路（KK線）再生の事業化に向けた方針：東京都」策定・公表 令和 5 年 6 月 有楽町地区、関係地権者間で市街地再開発準備組合を設立 3 街区再編まちづくり制度による地域再生の推進 平成 15 年 10 月 「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」施行 平成 21 年 4 月 制度の一層の活用に向けて街並み再生地区の規模要件を緩和 平成 31 年 4 月 街並み再生地区の指定基準に駅周辺機能更新型を追加 これまでに「武蔵小山駅東地区」（品川区）他 12 地区を街並み再生地区に指定
現在の進行状況	1 特定都市再生緊急整備地域等における開発プロジェクトの推進 ・3 月に内閣総理大臣より区域計画が認定された「品川駅街区地区」「田町駅西口駅前地区」「六本木五丁目西地区」について告示の手続きを進めている。 ・「池袋駅西口地区」について、本年 9 月に開催予定の都市計画審議会への付議、及び国家戦略特別区域法に基づく区域計画の認定の手続きを進めている。 2 都有地等を生かしたまちづくりの推進 渋谷地区： 児童会館跡地（渋谷一丁目地区共同開発事業）について、事業者と建設工事の着工に向け、協議中 神宮前五丁目地区： 都有地を活用したまちづくりについて検討中 汐留西地区： 建築工事を実施中 神宮外苑地区： 事業着手に向け調整中 北青山三丁目地区： 沿道一体型開発区域における事業実施に向け調整中 有楽町地区： 旧都庁舎跡地を活用したまちづくりについて検討中 KK線再生： 事業化に向けて調整中 3 街区再編まちづくり制度による地域再生の推進 ・平成 31 年度の制度改定内容について周知を図るとともに、主要な駅周辺の業務・商業地等における機能更新を促進するため、駅周辺機能更新型の制度活用を推進している。 ・区市町村とともに街並み再生地区の指定へ向けた調整を進めるとともに、各地区において、順次、地区計画を活用し事業化を図っている。

